

第6次男女共同参画基本計画（説明資料）

令和8年3月13日
閣議決定

6次計画の位置づけ・構成等

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画**として策定
- 6次計画の構成は、以下のとおり

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

- 12の個別分野及び「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」について、それぞれ以下を定める。
 - 令和17年度末までの「**基本認識**」
 - 令和12年度末までを見通した「**施策の基本的方向**」と「**具体的な取組（施策）**」
- 各分野において掲げる具体的な取組を実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である「**成果目標**」等を設定。

6次計画のポイント

- 女性の参画** ➤ 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化
➔ その水準を通過点として、2030年代には、**指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会**となることを目指す
- 固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況があることを踏まえ、以下のとおり取り組む。
 - well-being** ➤ あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進
➔ 男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい**多様な幸せ（well-being）の実現**に資する
 - 健康** ➤ **女性の健康総合センター**を司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進
 - テクノロジー** ➤ 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策に反映**、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう**利活用を支援**
 - 地域** ➤ **地域における男女共同参画**を推進し、地域社会の活力を高める
➔ 男女共同参画機構や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携

第1部・第2部の具体構成

第1部 基本的な方針

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

※男女共同参画社会基本法をベースに提示

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化

- 6次計画は、以下のような社会情勢の現状に係る認識を踏まえたものとする。

社会構造の動向・変化	・人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングクアラの増加、女性活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等
意識・価値観の動向・変化	・根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンジャス・バイアス等
テクノロジーの急速な進展・進化	・AI利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダー・イノベーション等
安全・安心に影響を与える要因	・テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等
国際的な潮流	・グリーン経済・デジタル経済への移行等

第2部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がり踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

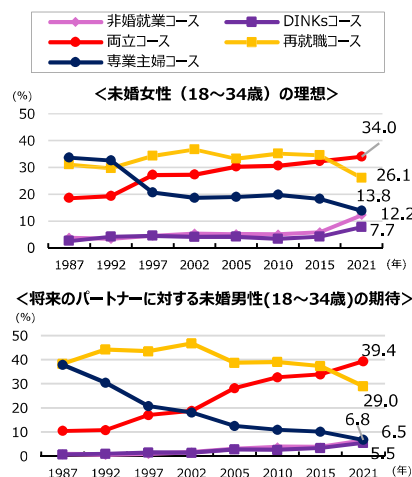
III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

主な取組

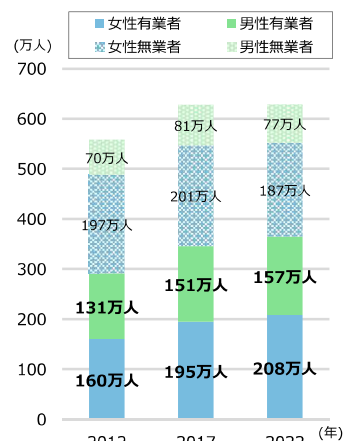
- **共働き・子育ての実現**に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進
- **ワーキングケアラー**の増加を見据え、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境を整備

■ ライフコースの希望の推移



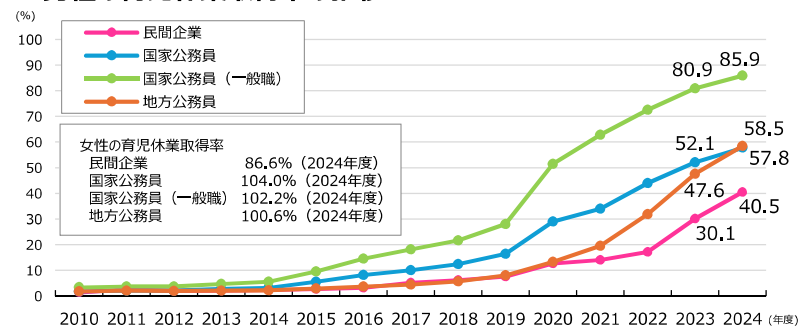
（出典）国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（独身者調査）」

■ 家族の介護をしている者の推移（男女、就業状況別）



（出典）総務省「就業構造基本調査」

■ 男性の育児休業取得率の推移



（出典）1. 国家公務員は、2010年度から2012年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、2013年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2014年度から2020年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2021年度以降は内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
4. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」

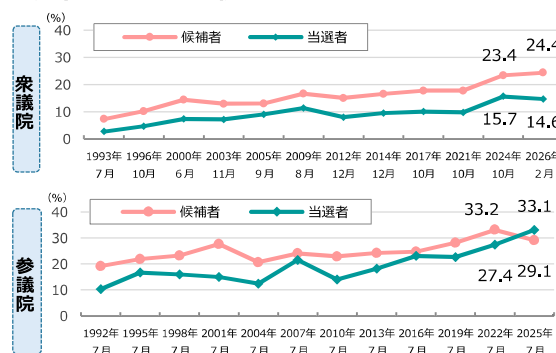
第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組

- 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化。その水準を通過点として、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
- 政治、司法、行政、経済、学術、教育、スポーツ、メディア分野等、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進める

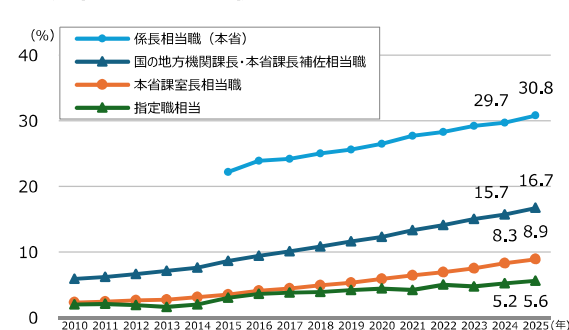
政治分野	政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って、女性候補者の割合を高めること等を要請等
経済分野	女性活躍推進法に基づく企業情報の見える化、女性役員登用の加速化に向けた取組、女性起業家に対する支援等

■ 衆・参選挙における候補者・当選者に占める女性の割合の推移



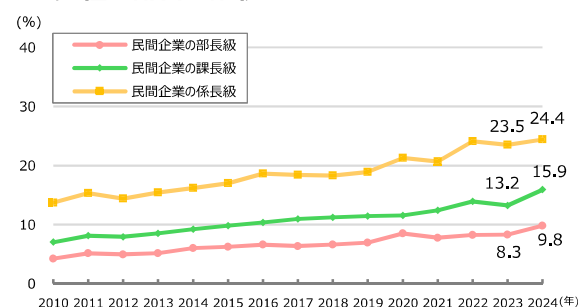
（出典）総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」「参議院議員通常選挙結果調」

■ 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



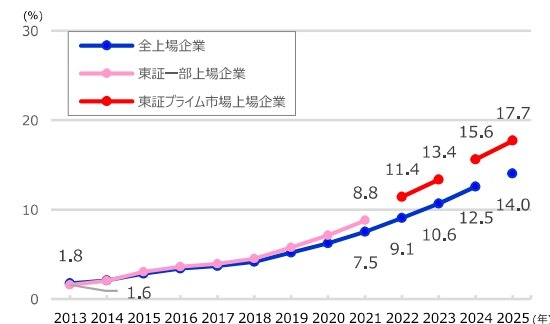
（出典）内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」

■ 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移



（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 女性役員比率の推移



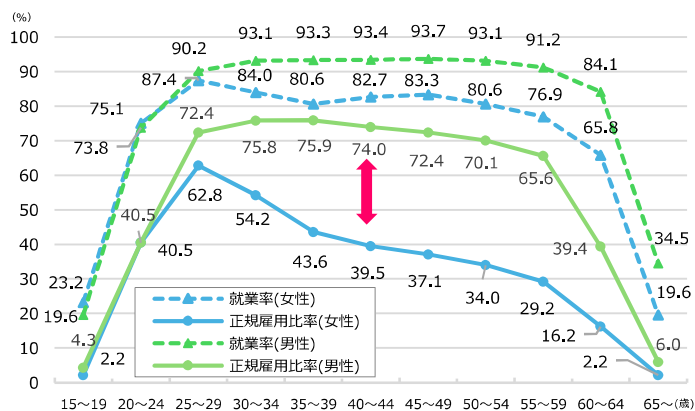
（出典）東洋経済新報社「役員四半報」及び内閣府調査

第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

主な取組

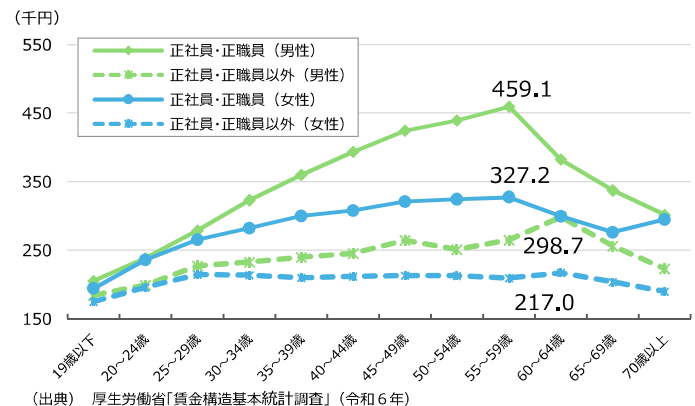
- 男女間賃金差異の公表の対象拡大、女性管理職比率の公表義務化等、**改正女性活躍推進法の着実な施行**
- リ・スキリング支援や就職支援等による**非正規雇用労働者の待遇改善**、**正社員転換**の推進
- 子育て中の女性等を対象に、スキルのアップデート等の**再就職支援**を実施
- **ハラスメント**に係る意識啓発及び防止対策の徹底

■ 年齢階級別正規雇用率（令和7年）



（出典）総務省「労働力調査（基本集計）」

■ 所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別・令和6年）



（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）

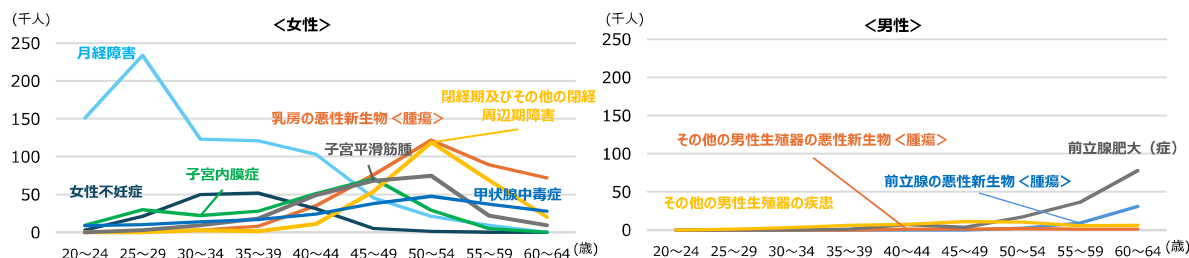
第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援

主な取組

- **女性の健康総合センター**を司令塔に、女性特有の疾患について、診療拠点の整備や研究等に取り組むとともに、女性の健康相談支援体制の構築・強化を進め、その成果を全国に広げる。
- 将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う**プレコンセプションケア**の情報発信
- より豊かな人生が歩めるよう、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進
- **女性の更年期障害等、年代ごとの健康課題に関する啓発や治療**を含めた取組の推進
- 健診・相談事業等職場における取組の促進や健康経営の推進等、**仕事と健康課題の両立**を支援

■ 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和5年）

（出典）厚生労働省「令和5年患者調査」

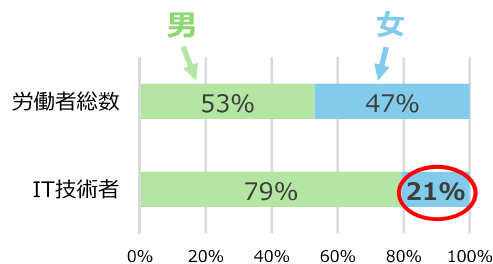


第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

主な取組

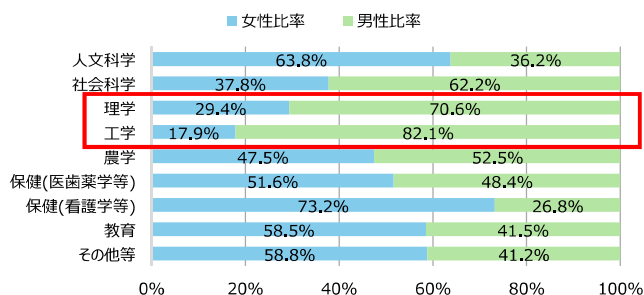
- 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策**に反映
- デジタルスキルの習得、その先のデジタル分野への就労等、**女性デジタル人材**の育成
- 研究現場を主導する**上位職への女性登用を推進**するとともに、情報提供等を通じた理工系分野への進学・職業イメージの向上等により**女子生徒の理工系進路選択を促進**

■ IT技術者の男女比率（令和6年）



（出典）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

■ 大学（学部）の学生に占める女性の割合（令和7年）



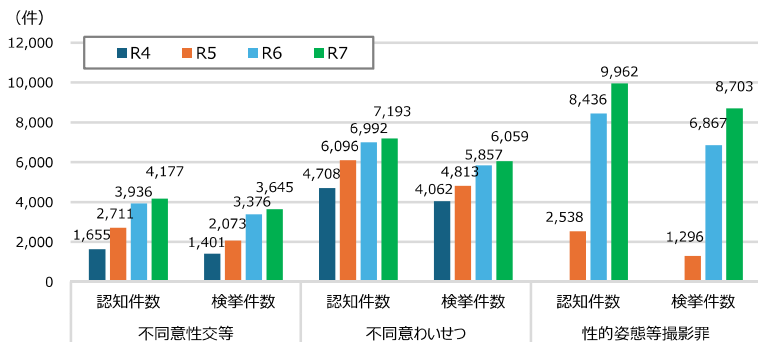
（出典）文部科学省「令和7年度学校基本調査」

第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

主な取組

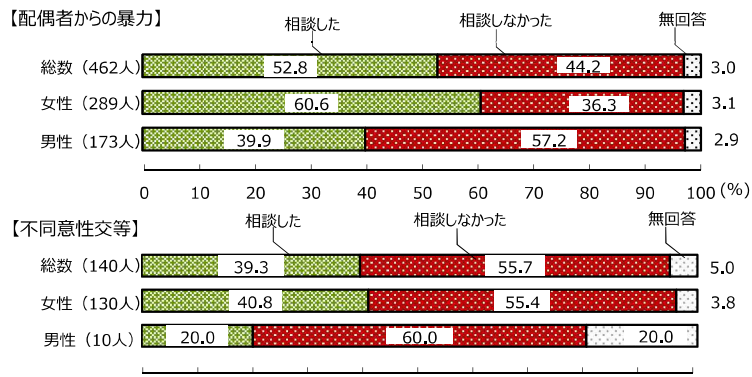
- ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤を形成するため、広報、啓発を推進
- 各地域において性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核として各関係機関が連携した相談支援体制の整備を進める
- 被害者支援の一環として加害者プログラムを推進
- SNS等を通じた性暴力を防止するため、インターネット上の被害の予防・拡大防止対策を推進

不同意性交等罪の認知件数・検挙件数の推移



(出典) 警察庁「犯罪統計」

被害を相談している割合 (令和5年)



(出典) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)

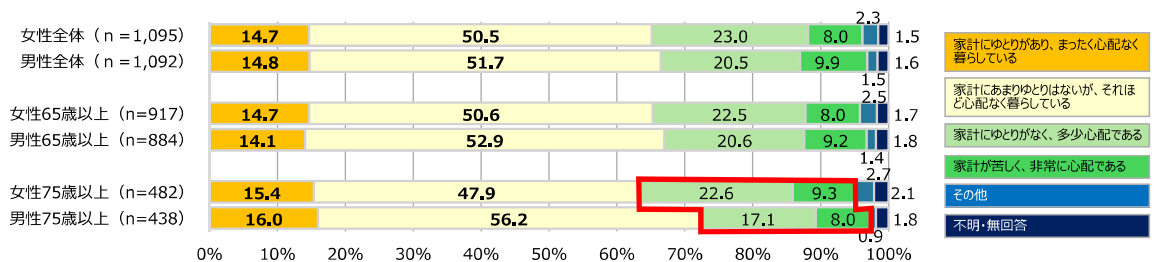
第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

主な取組

- 令和6年に施行された女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施
- 各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めをすることが重要であること等について周知・啓発 (法定養育費は暫定的・補充的なもの)
- 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

現在の経済的暮らし向き (高齢者の経済生活に関する調査)

(出典) 内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査」

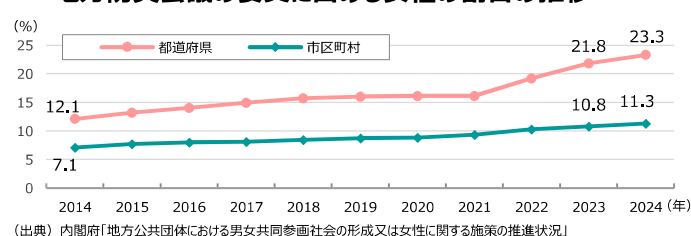


第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

主な取組

- 都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請
- 令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所における女性ニーズに配慮した対応等、平常時から男女共同参画の視点を取り入れるために必要な取組を進める
- 「女性・平和・安全保障 (WPS)」を踏まえ、防災・災害対応及び復興のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れる

地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



(出典) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン (避難所チェックシート)

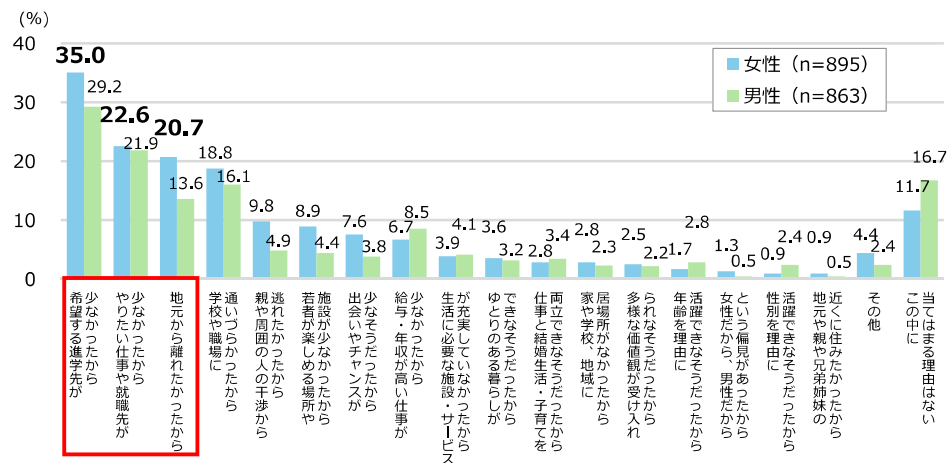
確認日: _____ 確認者: _____	
① 避難所のスペース	
プライバシー	☐ 授乳室 (椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース) がある ☐ 男女別更衣室、男女別休憩スペースがある ☐ 男女別更衣室、男女別休憩スペースが離れた場所にある ☐ 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
備置設備	☐ 適切な温度が確保され、段差が解消されている ☐ 乳幼児がいる家庭用エリアがある ☐ 介護・介助が必要な人のためのエリアがある ☐ 単身女性や女性のみの世帯用エリアがある ☐ 女性専用スペース (女性用品の配置、女性相談) がある ☐ キッズスペース (子供たちの遊び場、休憩・情報提供) や保育エリアがある ☐ 災害が怖い人のための寝具 (段ボールベッド等) が提供されている
トイレ	☐ 安全で行きやすい場所に設置されている ☐ 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある ☐ 女性トイレ: 女性用品、防災グッズの配置、仮設トイレは女性用を多め ☐ 男性トイレ: 尿取りパット等の配置 ☐ 多目的トイレが設置されている ☐ 洋式トイレが設置されている ☐ 屋外トイレは雨が降りやすい場所に設置されている ☐ トイレの個室内、トイレまでの経路に照明が設置されている ☐ トイレに鍵がある
入浴施設	☐ 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある ☐ 男女別シャワーで (又は付き添いを受けながら) 入浴できる施設がある
安全	☐ 避難所の危険箇所や死角となる場所の名称・立入制限がされている ☐ 間仕切り・パーティションが高い場合は居室の定期確認がされている
その他	☐ 各部屋に避難用 (ビブプログラム、やさしい日本語) が設置されている ☐ 指示板による情報提供 (インターネットが使用できない人、情報が届きにくい人向け) がされている

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

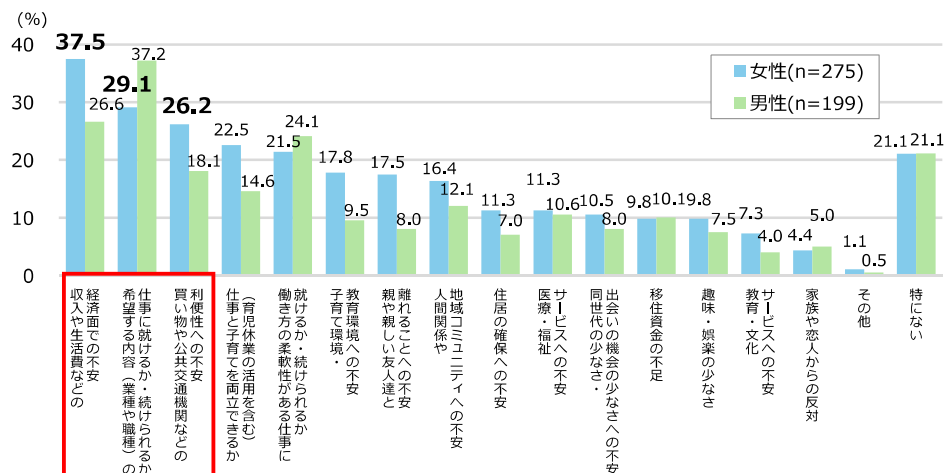
主な取組

- 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、様々な主体（経済団体、NPO等）との連携強化を含め、地方公共団体における男女共同参画の取組を推進
- 男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

■ 出身地域を離れた理由（男女別）（自分の都合で出身地域を離れて都会へ転出した者）



■ 現住地域以外に住むにあたって不安に思うこと（男女別）（将来、出身地域に住みたい者）



（出典）内閣府「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」（令和6年度内閣府委託調査）。回答者は18～39歳の男女。

第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

主な取組

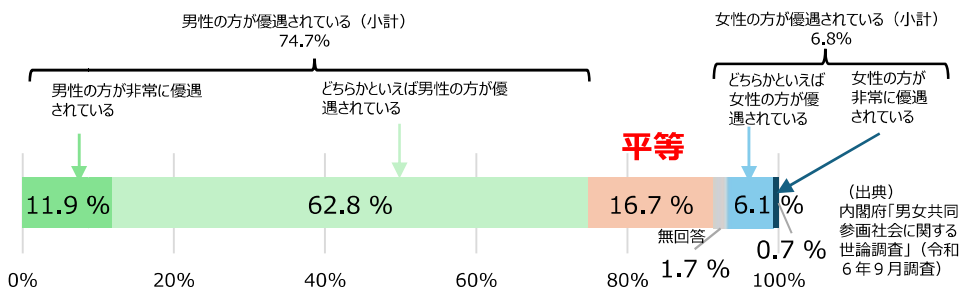
- 税制や社会保障制度を始めとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることはないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大に取り組む。夫婦の氏に関し、更なる検討を進める

第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

主な取組

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について周知・普及に努める

■ 社会全体における男女の地位の平等感



第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

主な取組

- G7、G20、APEC等の国際会議の場において、我が国の経験や取組等に基づく情報発信を行う

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

主な取組

- 「女性版骨太の方針」の策定に向けた検討を通じて、6次計画の丁寧なフォローアップを行うとともに、それに基づいて更なる取組を促す
- 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計の充実を図る
- 若年層とも意見交換等を行い、若年層の政策立案への関与を図る

主な成果目標

水色網掛け：新設

●「成果目標」とは、**それぞれの分野において掲げる具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準**。また、当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられるもの。

項目		現状値	成果目標（期限）	（参考） 5次計画の成果目標
男性の 育児休業 取得率	民間企業	40.5% (2024年度)	85% (2030年)	30%
	国家公務員	79.4% (2024年度)	85% (2030年度) ※ 2 通期以上 一般職	30%
	地方公務員	70.1% (2024年度)	85% (2030年度) ※ 2 通期以上 一般行政部門	30%
裁判官（判事・判事補）に占める女性の割合		29.7% (2024年12月 1 日)	30% (2030年度末)	
司法試験の受験者に占める女性の割合		34.7% (2025年度)	40% (2030年度)	
国家公務員 の各役職 段階に 占める女 性の割合	係長相当職（本省）	30.8% (2025年 7 月)	35% (2030年度末)	30%
	地方機関課長・本省課長補佐 相当職	16.7% (2025年 7 月)	23% (2030年度末)	17%
	本省課室長相当職	8.9% (2025年 7 月)	17% (2030年度末)	10%
	指定職相当	5.6% (2025年 7 月)	8% (2030年度末)	8%
都道府県 職員の各 役職段階 に占める女 性の割合	本庁係長相当職	23.3% (2024年)	30% (2030年度末)	30%
	本庁課長補佐相当職	23.4% (2024年)	28% (2030年度末)	25%
	本庁課長相当職	15.4% (2024年)	20% (2030年度末)	16%
	本庁部局長・次長相当職	9.4% (2024年)	13% (2030年度末)	10%
民間企業 の雇用者 の各役職 段階に占 める女性の 割合	係長相当職	24.4% (2024年)	33% (2030年)	30%
	課長相当職	15.9% (2024年)	24% (2030年)	18%
	部長相当職	9.8% (2024年)	15% (2030年)	12%
役員に占 める女性の 割合	東証プライム市場上場企業	17.7% (2025年)	30% (2030年)	19%
	上場企業	14.0% (2025年)	20% (2030年)	
女性役員登用目標を設定し、その目標達成に向けた行動計画を策定している上場企業の割合		5.9% (2025年)	30% (2030年)	
項目		現状値	成果目標（期限）	（参考） 5次計画の成果目標
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率		過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.6% 乳がん：47.4% (2022年)	子宮頸がん：60% 乳がん：60% (2028年度)	子宮頸がん：50% 乳がん：50%
骨粗しょう症検診受診率		5.7% (2023年)	15% (2032年度)	
健康経営優良法人認定数		大規模法人部門 3,400法人 中小規模法人部門 19,796法人 (2025年度)	大規模法人部門 5,000法人 中小規模法人部門 37,000法人 (2030年度)	
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおけるこども・若者・男性等の多様な被害者への支援のための取組を行っている都道府県数		23都府県 (2025年 4 月)	47都道府県 (2030年 4 月)	
配偶者暴力加害者プログラムの実施に取り組んでいる都道府県数		---	47都道府県 (2030年 4 月)	
民間シェルター等の民間団体に財政的支援を行っている都道府県・政令市		45自治体 (2025年11月)	67自治体 (2030年 4 月)	
災害対策本部の構 成員に占める女性 の割合	都道府県	---	13.0% (2030年)	
	市区町村	---	16.0% (2030年)	
■ 目標 ●「目標」とは、政府が関係機関に要請する際に念頭に置く努力目標であり、これら機関の自律的行動を制約するものではない。				
項目		現状値	目標（期限）	（参考） 5次計画の目標
衆議院議員の候補者に占める女性の割合		24.4% (2026年)	35% (2030年)	35%
参議院議員の候補者に占める女性の割合		29.1% (2025年)	35% (2030年)	35%
新規登録弁護士に占める女性の割合		28.0% (2024年度)	30% (2030年度)	

- 「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）に基づく取組を一層強力に推進。
- その上で、女性活躍の裾野を更に広げるとともに、一段高いレベルで進めていくため、「健康」・「成長戦略分野」・「地域」の3つの重点分野について、戦略的・体系的に取組を強化。あわせて、全ての取組の前提となる「安全・安心」が確保される社会の実現に取り組む。
- 全ての意思決定に女性が参画することを基本とする。

I 女性の生涯にわたる健康支援

- ・「健康」は、個人の生活の質に直結。持てる力を発揮する上でも重要。
 - ・性差に由来する健康課題への対応を強化。
- 1 「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進
 - ・センター等における研究の推進、データ収集・分析機能の充実、科学的根拠に基づく情報提供や、更年期障害に対応できる医療機関の見える化の検討等
 - 2 ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進
 - ・月経随伴症状への理解・配慮、職場における女性の健康支援
 - ・骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率等の向上
 - ・更年期症状や骨粗しょう症等の症状に関する「診療領域を横断した考え方」の整理、研修
 - ・「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づく関係機関と連携した取組の推進
 - 3 企業・保険者等における対応の推進
 - ・企業・保険者における健康投資の加速
 - ・中小企業における健康経営、女性の健康課題対策の強化（インセンティブの実施）
 - ・フェムテック等のヘルスケア産業の創出・振興

III 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

- ・取組の裾野を全国の地域や多様な主体に広げ、地域全体の活力に。
 - ・持続可能で活力ある地域社会を実現。
- 1 地域の様々な主体の連携・協働の強化
 - ・地域における連携・協働の拠点となる男女センターに関するガイドラインの周知徹底
 - ・（独）男女共同参画機構による自治体支援（データ提供、研修、ノウハウ共有等）
 - 2 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出
 - ・地域未来戦略と連携した女性活躍の推進
 - ・農林水産業分野における女性の参画・登用に向けた取組の推進
 - 3 地域社会を支える男女共同参画の推進
 - ・地方議会・地方公共団体における取組の促進

II 17の戦略分野における女性活躍

- ・多様な視点によるイノベーションや担い手の拡大により、我が国経済の発展に資する。
 - ・戦略分野での「のびしろ」は大きく、産業分野・業種・職種の壁を越えた活躍を推進。
- 1 「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成
 - ・理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部的女子学生割合の倍増
 - ・戦略分野への学部等の新設・転換の推進 ・理工系進路選択の促進
 - 2 女性が能力を発揮でき、希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築
 - ・戦略分野等への就業促進（リ・スキリング等）
 - ・戦略分野等に関する国際機関における女性活躍の促進
 - ・女性が働きやすい職場環境の整備
 - ※ロボットの開発や遠隔操作、女性用のトイレの整備等の促進
 - ・業界における意識改革、業界に対する女性の関心の喚起
 - 3 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容
 - ・仕事と子育て・介護等との両立支援
 - ※家事支援、ベビーシッター等の信頼性向上、税制を含む支援策検討
 - ・仕事と健康課題の両立支援、ハラスメント対策、柔軟な働き方の実現
 - ・企業における役員や管理職への女性の登用を促進

IV 安全・安心が確保される社会の実現等

- 1 性犯罪・性暴力やDVへの対策などの取組強化
 - ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける支援体制の強化
 - ・子ども性暴力防止法の円滑な施行
 - ・DV加害者プログラムの全国的な普及の推進 ・ストーカー対策の強化
- 2 男女共同参画の視点からの防災の推進
 - ・災害対策本部への女性の登用のための自治体への働き掛け
 - ・女性防災リーダーの育成方策や全国的なネットワークの構築に向けた検討
- 3 W P S（女性・平和・安全保障）の視点からの取組の強化
 - ・「第3次W P S行動計画」に基づく取組
 - ・防衛、海上保安、防災・消防等の分野でのW P Sの視点を踏まえた取組

I 女性の生涯にわたる健康支援

(1) 「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進

① 女性の健康総合センターの機能強化、データ収集・分析機能の充実

- ・ A M E Dなどの各種研究事業を活用しながら、女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等を推進
- ・ データセンターの機能を強化し、データ収集・分析機能を充実

② 更年期症状を含む性差に由来する健康課題への対応の推進

- ・ 更年期症状や関節リウマチを含む中高年期の女性に起こる症状に関する「診療領域を横断した考え方」の整理、研修を通じた医療機関への周知
- ・ 更年期世代の女性の健康課題に対応できる医療機関に見える化する方策の検討
- ・ ポータルサイトで科学的根拠に基づく情報提供を推進し、リテラシー向上を図る
- ・ 心身の不調を抱える女性が、自らの情報を活用し、円滑な受診につなげるためのツールの開発・活用を検討
- ・ 医師養成課程における、性差を考慮した医療に関する教育の充実

(2) ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進

すべての女性が、ライフステージごとの健康課題に向き合いながら、学業、仕事、育児、介護、社会活動等との両立を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備する

① ライフステージごとのリテラシー向上、行動変容に向けた取組の推進

- ・ 学校における**月経随伴症状**への理解及び入試における適切な配慮を促進
- ・ 職場における女性の健康支援の取組を促進
- ・ **骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診**、市町村による健診・検診の受診率向上のための取組を推進
- ・ **更年期症状や骨粗しょう症**等の症状に関する「診療領域を横断した考え方」の整理、研修（再掲）
- ・ 「**プレコンセプションケア推進5か年計画**」に基づく関係機関と連携した取組の推進

② 性差に由来する健康課題に対応するための研究開発の推進

- ・ バイオバンクにおけるゲノム情報や臨床情報等の充実により、女性の健康や性差に関する研究開発基盤を強化

(3) 企業・保険者等における対応の推進

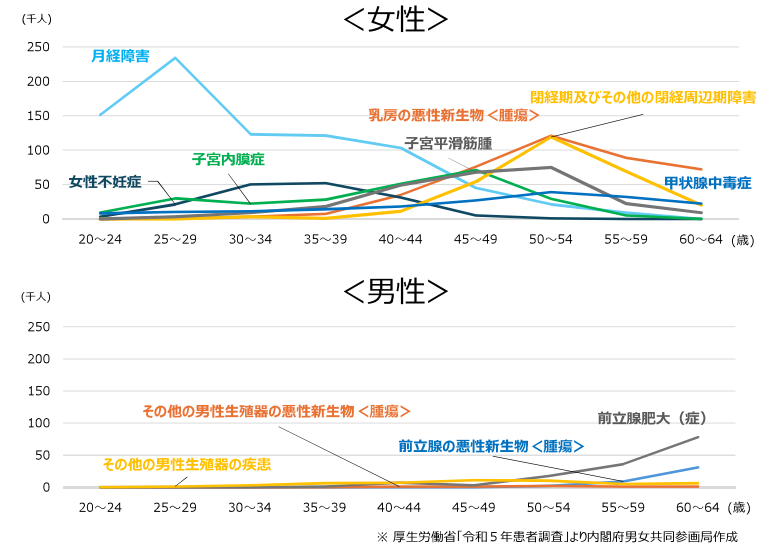
① 健康投資の加速、中小企業における健康経営の強化

- ・ 事業主が保険者と連携して社員の健康づくりを行う仕組みであるコラボヘルスを強化
- ・ 中小企業に対する、女性の健康サポートデスクの設置、健康経営優良法人へのインセンティブの実施

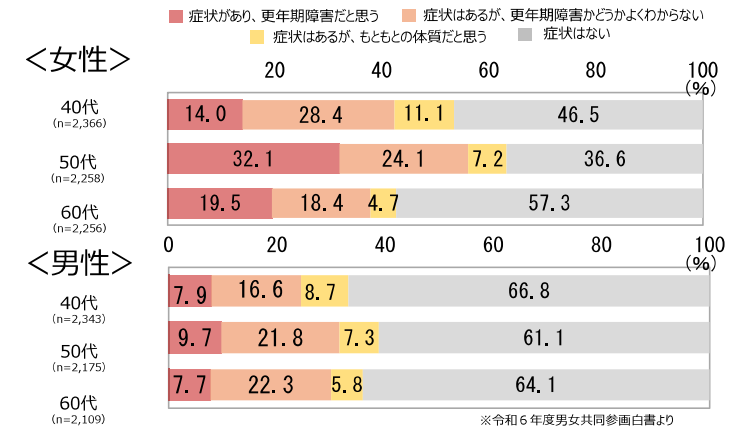
② 多様なニーズに対応したヘルスケア産業の育成

- ・ フェムテック分野等において、科学的根拠に基づくサービス開発を行う事業者への支援
- ・ PHR（Personal Health Record）の利活用を推進するため、医療機関・健診機関・本人等の関係者間の円滑なPHRデータの連携を促進

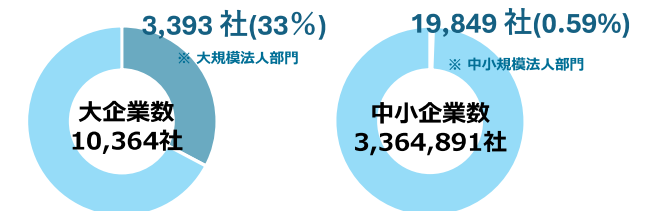
女性特有、男性特有の病気の総患者数



更年期障害に関わる症状が有ると答えた男女割合



健康経営優良法人 認定数



※ 認定数は、2025年6月時点
企業数・従業員数は、「令和3年経済センサス活動調査」再編加工 2021年6月時点の値

II 17の戦略分野における女性活躍

①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）、⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

（１）「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

① 理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部の女子学生割合の倍増（2040年36%）

② 大学・高等専門学校における戦略分野への学部等の新設・転換の推進

- ・ 戦略分野への大学の学部転換等 ・ 数理・データサイエンス・A I 教育の高度化
- ・ 高専の新設等の促進

③ 大学等における理工系女子学生等の増加に向けた取組

- ・ 理工系分野の女性など学生の多様性の確保のための取組の促進や、女性研究者の研究力向上を推進する取組等による女性の理工系進路選択の促進

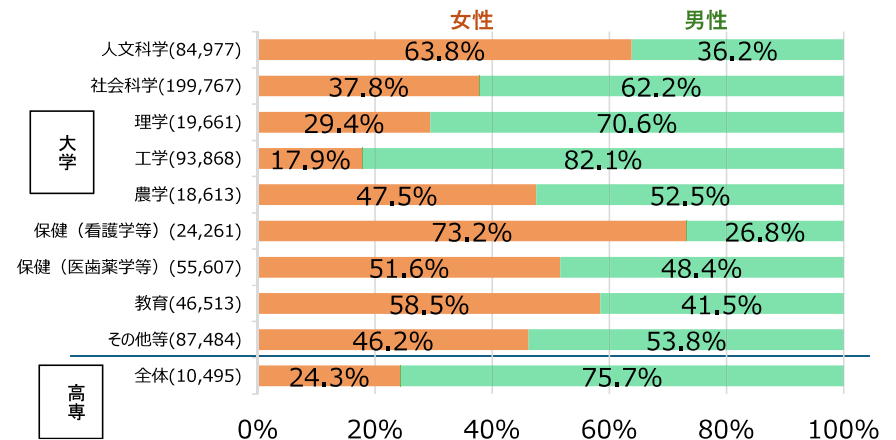
④ 専門高校・専門学校・高校教育における人材育成

- ・ 地域産業や社会の課題を解決できる人材の育成に取り組む専門高校を支援
- ・ A I ・デジタル技術等を活用する人材、地域を支える人材などの育成に取り組む専門学校を支援
- ・ 文理横断的な学び、先進的な理数系教育の実施に取り組む高等学校を支援

⑤ 女子児童・生徒、保護者、教員等を対象とした理系分野に対する興味・関心の喚起

- ・ 理系進路選択支援プログラム等を通じた女子児童・生徒等の興味・関心喚起
- ・ 最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系のロールモデルに触れる機会の提供
- ・ 包摂性に配慮した情報活用能力向上に係る教材開発の推進

＜大学・高専の男女比率＞



（ ）内の数値は、令和6年度の入学定員
出典：令和7年度学校基本調査をもとに作成

（２）女性が能力を発揮でき、 希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築

① 戦略分野等への就業促進

- ・ 戦略分野等の社会人向けリ・スキリングの推進
- ・ 海洋分野の女性活躍のため、キャリアパスや労働環境を整備
- ・ 防衛産業分野における製造業等の魅力についての広報活動展開、好事例共有
- ・ 戦略分野等に関する国際機関における女性活躍の促進

＜遠隔操作RTG＞



※東京都庁HPより

② 女性が働きやすい職場環境の整備

- ・ 造船分野等でのロボットの開発や遠隔操作の導入を促進し、女性にとっても働きやすい職場環境を整備
- ・ 現場業務を含む防災・国土強靱化分野等での職場環境の改善に向け、女性用トイレ、更衣室など企業の好事例を周知

③ 業界における意識改革、業界に対する女性の関心の喚起

（３）女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

① 仕事と子育て・介護、健康課題等との両立支援

- ・ 家事支援サービスやベビーシッターを安心して利用することができるよう、家事支援サービスの国家資格の創設等による品質・信頼性の向上を前提として、税制措置を含む支援策を検討
- ・ 子育て等により離職した女性への再就職支援、子育て中の女性への職業訓練コースの提供等
- ・ 特別研究員等により、出産・子育て等に関わらず研究継続ができる環境整備を推進
- ・ 女性の健康課題に対する取組に積極的な企業を評価する「えるぼしプラス」認定の取得促進

② 多様で柔軟な働き方の実現、待遇改善、キャリアアップ等

- ・ 「多様な正社員」制度の導入支援、フレックスタイム制の周知、テレワーク導入支援
- ・ 女性起業家へのセクハラを含めた、ハラスメント対策
- ・ 男女間賃金差異の公表義務の対象拡大など改正女性活躍推進法の着実な施行
- ・ 同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けたガイドラインの周知
- ・ 企業における役員や管理職への女性の登用を促進

Ⅲ 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

(1) 地域の様々な主体の連携・協働の強化

- 自治体における関係者の連携・協働の拠点（男女共同参画センター）の機能を担う体制の確保と機能強化
 - ・ 法に定められた役割を十全に果たせるよう、**ガイドラインの周知徹底**、体制確保や取組の「見える化」
 - ・ 地域女性活躍推進交付金等により、事業者団体や企業、大学、教育委員会や学校、地域コミュニティ、女性団体、若者等と連携・協働した取組を推進
- **男女共同参画機構（JGEPA）**による自治体支援
 - ・ 様々な全国団体や関係機関との**ネットワーク構築**
 - ・ **統計データ等を地域別に集計・整理・分析**
 - ・ デジタルアーカイブ化を含め情報提供機能の構築
 - ・ 自治体職員向けの**研修の質や量の向上と体系化**
 - ・ **成長17分野・デジタル分野**における女性人材育成の**事例収集や研修プログラムの検討**
 - ・ 自治体間の**情報プラットフォームの構築**に向けた制度設計
 - ・ 女性の起業支援を含め外部専門人材のデータベースの整備

(2) 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出

- 産官学が連携した女性人材の育成・就業・登用推進
 - ・ **地域未来戦略と連携**した女性活躍の推進
 - ・ 大学を核とした地域の女性人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進等
 - ・ 地域人材育成構想会議を開催し、産業界・教育界・労働界等が連携した戦略的な産業人材育成の取組を促進
 - ・ 成長17分野における女性人材の育成、就業・起業、定着、役員・管理職への登用等について、地域女性活躍推進交付金等により自治体の取組を推進
- 農林水産業分野における女性の参画・登用推進
 - ・ 女性農林水産業者向け**研修を通じた女性リーダー・農業経営者の育成**
 - ・ 「農業女子プロジェクト」、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」の開催
 - ・ 女性林業従事者が活躍できる就業環境整備に向けた雇用主向け**研修の支援**
 - ・ 農林水産団体等の理事等の女性割合の向上に向けた地方公共団体への働き掛けや「農業リーダーズサミット」の開催

(3) 地域社会を支える男女共同参画の推進

- 地方議会・地方公共団体における取組の促進
 - ・ 女性の政治参画の拡大に向けた取組の優良事例、ハラスメント防止に関する取組等の実施状況、ネットワーク形成等に係る情報収集・情報提供、障壁の解消に向けた調査等
 - ・ 地方公共団体における女性職員の登用拡大に関する好事例の収集・周知、審議会等委員への女性の参画の促進
- 地域活動における男女共同参画の推進
 - ・ **地域運営組織（RMO）や自治会**における女性登用の現状や課題、取組事例等について情報収集・分析

Ⅳ 安全・安心が確保される社会の実現等

(1) 性犯罪・性暴力やDVへの対策などの取組強化

- 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適正な運用
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援体制の強化
 - ・ **地域における関係機関等とのネットワーク強化**、支援の標準化に向けた検討
 - ・ 支援員の処遇改善等、人材確保・体制強化に向けた支援の充実
- こどもに対する性犯罪・性暴力への対策
 - ・ **こども性暴力防止法の円滑な施行**に向けた取組の推進
 - ・ **児童福祉法を踏まえたデータベースの活用徹底**、資格管理の厳格化等
 - ・ **教育職員性暴力等防止法を踏まえたデータベースの活用徹底**、厳正な対処等
 - ・ 「生命（いのち）の安全教育」の全国展開の加速化
 - ・ インターネットの安全・安心な利用のためのリテラシー向上
- 配偶者等への暴力（DV）への対策の強化 ・ 加害者プログラムの普及推進
- ストーカー対策の強化
 - ・ 禁止命令等を受けた加害者全員に対しカウンセリング等を受けるよう働き掛ける取組

(2) 男女共同参画の視点からの防災の推進

- ・ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の推進。自治体の**災害対策本部への女性の積極的登用等**のため、事例の収集を含め、働き掛け
- ・ JGEPAにおいて、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域防災の拠点となるよう事例収集・情報発信、自治体への研修の体系化
- ・ **女性防災リーダーを各地で育成する方策やネットワーク構築**に向けた検討

(3) WPS（女性・平和・安全保障）の視点からの取組の強化

- ・ 「**第3次WPS行動計画**」に基づく取組を着実に実施、安定した国際環境の確保に貢献
- ・ 「防衛省WPS推進計画」に基づき、防衛省全体の意識改革、ジェンダー・アドバイザー等の育成、防災演習等におけるジェンダー視点の反映等
- ・ 海上保安分野、防災・消防分野におけるWPSの視点を入れた取組の推進